

EPA原産地規則の概要

【輸入編】



2025年
財務省・税関
EPA原産地センター

1. ケーススタディ

(日アセアン協定を利用してベトナムから衣類を輸入)

2. 非違事例の紹介

3. 参考情報



税関マスコットキャラクター
カスタム君

1. ケーススタディ

～日アセアン協定を利用してベトナムから衣類を輸入～

輸入貨物のEPA利用のステップ

輸入においてEPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

ケーススタディの内容



アパレル企業の貿易担当者です。
日アセアン協定を利用して、ベトナムで生産した「綿製ズボン」を
ベトナムから日本へ輸入したいと考えています。
輸入予定の製品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：綿製ズボン(女子用)

□ 仕出国：ベトナム

□ HS番号：第6204.62号

□ 製造工程：輸出者のベトナム国内工場にて下記材料を用いて裁断、縫製を行い製造。

□ 材料：

	01 綿製織物	…ベトナム国内で製織
	02 合成繊維製の縫糸	…ベトナム国内サプライヤーから調達
	03 ポリエステル製織ラベル	…ベトナム国内サプライヤーから調達



※本事例において、材料や製造工程は簡略に記載しており、実際の製品のものとは異なる場合がある。

輸入貨物のEPA利用のステップ



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は「**実行関税率表**(輸入統計品目表)」で確認。
 - <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- HS番号に関する質問等：各税関関税鑑査官部門で受付。
 - <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

実行関税率表 検索画面

■ 輸入統計品目表（実行関税率表）

- ▶ **実行関税率表（2025年4月1日版）** NEW
- ▶ 実行関税率表（2025年1月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2024年4月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2024年2月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2024年1月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2023年4月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2023年2月21日版）
- ▶ 実行関税率表（2023年1月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2022年12月8日版）
- ▶ 実行関税率表（2022年12月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2022年11月29日版）
- ▶ 実行関税率表（2022年4月1日版）
- ▶ 実行関税率表（2022年1月1日版）（HS2022発効）

第60類	メリヤス編物及びクロセ編物	類注	税率
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	類注	税率
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	類注	税率
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	類注	税率

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate		
番号 H.S.code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO
6204.59		その他の紡織用繊維製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの	16%		10%
	200	2 その他のもの	11.2%		9.1%
		ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ			
6204.61		羊毛製又は繊維毛製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの	16%		10%
	200	2 その他のもの	11.2%		9.1%
6204.62		綿製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの	16%		10%
	200	2 その他のもの	11.2%		9.1%
6204.63		合成繊維製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの			
	200	2 その他のもの			

ステップ1 完了

HS番号は、第6204. 62号（輸入統計品目番号は、6204.62-200）と特定。

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定



ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1.

2. EPA税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

日アセアン協定税率の確認方法

- ステップ1で特定した輸入統計品目番号9桁をもとに、**実行関税率表**で**ベトナム**に対する日アセアン協定税率の設定状況を確認。

調べ方：基本編スライド9の「EPA税率（譲許状況）の確認方法（日本への輸入）」を参照。

(輸入統計品目番号)6204.62-200 綿製ズボン(女子用) (HS番号はHS2022年版に基づく)

統計番号 番号		品名	関税率		関税率 (経済連携協定)
			基本	WTO協定	アセアン
6204.62		綿製のもの			
	100	1 毛皮付きのもの			
	200	2 その他のもの	11.2%	9.1%	無税

※関税率：2025年4月時点

日本は、6204.62-200の産品について、ベトナムに対して日アセアン協定税率を設定。 ➡ **関税：無税**

ステップ2 完了

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



日アセアン協定に定める原産品の要件を確認

- 日アセアン協定税率は、他の締約国の「原産品」に対して適用(第16条1)。
- 「原産品」と認められるのは、以下3つの要件のいずれかを満たす產品。
- 材料が「原産材料(＝原産品となる材料)」か判断する場合にも、「原産品」の要件を適用。

要件

完全生産品

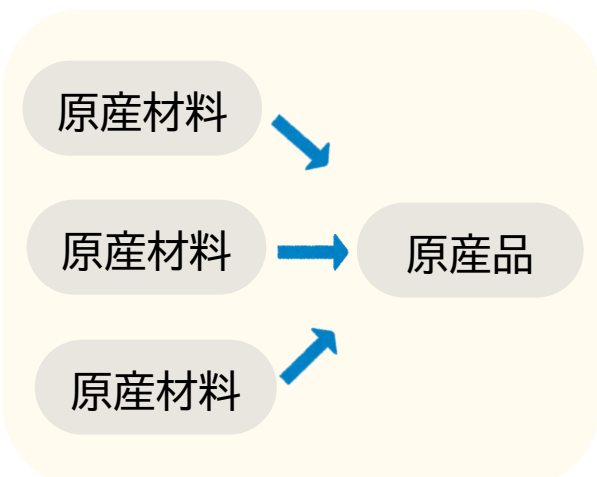
締約国において
“完全に生産される”產品



要件

原産材料のみから
生産される產品

締約国の
“原産品と認められる材料”
のみから生産される產品



要件

品目別規則
を満たす產品

締約国の“原産品と認められない材料”
を使用し締約国において生産をする
ことで“実質的変更”が生じた產品



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

製品の生産に使用した材料を確認

■ 産品：綿製ズボン(女子用)

□ 製造工程：輸出者のベトナム国内工場にて下記材料を用いて裁断、縫製を行い製造。

- 材料表：
- | | | |
|---|----------------|---------------------|
|  | 01 綿製織物 | ・・・ベトナム国内で製織 |
|  | 02 合成繊維製の縫糸 | ・・・ベトナム国内サプライヤーから調達 |
|  | 03 ポリエステル製織ラベル | ・・・ベトナム国内サプライヤーから調達 |



「01 綿製織物」

ベトナム国内で製織されたものですが、
日アセアン協定上の原産品(原産材料)かどうかわかりません。

「02 合成繊維製の縫糸」「03 ポリエステル製織ラベル」

ベトナム国内で調達されたものですが、
日アセアン協定上の原産品(原産材料)かどうかわかりません。

⇒いずれも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定(1)

原産品の要件の特定にあたり、協定条文を確認

日アセアン協定 第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b) **非原産材料を使用**する場合には、**第26条に定める要件**を満たすもの

(c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

※第26条には、実質的変更の基準について定められています。



今回、**非原産材料**を使用しているので、
(b)の「**第26条に定める要件を満たすもの**」ですね。

産品が日アセアン協定上のベトナムの原産品と認められるためには、**ベトナムにおける生産**により、日アセアン協定の第26条に定める要件を満たすことが必要。

各EPA等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→

リンク先: 税関HP/EPA・原産地規則について知りたい/EPA・原産地規則ポータル/協定・法令等



適用する原産品の要件を確定(2)

日アセアン協定 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品

1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a)次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b)当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更(以下「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

(後略)

品目別規則の特定方法

「日アセアン協定の品目別規則」を確認

- 税関HP/EPA・原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」で確認。
 - <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と商品のHS番号(6桁)
= 「ベトナム / VIET NAM」と「620462」で「検索」。

税関サイト

EPA・原産地規則ポータル

EPAで輸入EPAで輸出・輸出相関原産地規則とは使いたいEPA等について調べる品目別原産地規則の検索

品目別原産地規則 / Product-Spec

国名 / Countryベトナム / VIET NAM

品目 / Item620462

入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンに対応していることを確認してください。

検索

検索結果

複数のEPAを結んでいる国・地域の場合は、利用したいEPAのタブを選択してください。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なる。

国名 / Country	品目 / Item	国名 / Country	品目 / Item
ベトナム / VIET NAM	620462	ベトナム / VIET NAM	620462

日・ASEAN包括的経済連携協定 (HS2017) / ASEAN-Japan CEPA (HS2017)

品目別原産地規則 / Product-Spec	国名 / Country	品目 / Item
第11章 織物	ベトナム / VIET NAM	6204
6204	ベトナム / VIET NAM	620462

第6204.62号(綿製ズボン(女子用))の品目別規則はCC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

(注)原産地規則は各EPAの交渉の結果として定められたものなので、各EPAで異なる。

(参考)その他の品目別規則の特定方法

- 税関HP「EPA附属書」を利用して
日アセアン協定の品目別規則を調べる。
➤ <https://www.customs.go.jp/>



EPA/原産地規則について知りたい

EPA・原産地規則ポータル

1. 使いたいEPA・GSP等について調べる

2. 初めてEPAで輸入

3. 初めてEPAで輸出／輸出相談（自己申告）

4. 原産地規則とは

5. 原産地基準・証明手続／様式見本

6. 協定・法令等／EPAとは

7. 事前散示

8. 事後確認

9. 品目別原産地規則（PSR）の検索

10. パンフレット・お知らせ

11. ステージング表

12. 輸出入の国の税率を調べる（相手国譲許表）

使いたいEPA・GSP等について調べる

日本

アジア

アジア・太平洋地域

大洋州

中南米

ヨーロッパ

GSP・非特恵原産地規則

日モンゴル経済連携協定

日インド包括的経済連携協定

日ベトナム経済連携協定

日インドネシア経済連携協定

日タイ経済連携協定

日マレーシア経済連携協定

日インドネシア経済連携協定

日ブルネイ経済連携協定

日フィリピン経済連携協定

シンガポール経済連携協定

4. 協定条文等

条文等の一覧ページ

ASEAN

協定本体

品目別規則（附属書2）2023.3.1～

品目別規則（附属書2）2023.3.1～

情報技術製品（附属書3）

運用上の証明手続（附属書4）

原産地証明書の必要記載事項（附属書4の付録）

運用上の規則（英文）

運用上の規則（英文）

原産地証明書記載要領

品目別規則の読み方(1)

日アセアン協定 第6204.62号の品目別規則

CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の
非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

- **CC** は「関税分類変更基準」の一つで、製品と、製品の生産において直接使用された全ての非原産材料について、**HS番号2桁(類)**の水準における関税分類の**変更**(CTC)が行われていれば原産品と認めるという基準。
- 品目別規則に規定されているHS番号の非原産材料を使用する場合には、該当する非原産材料それぞれが、一又は二以上の締約国において完全に製織される必要がある。

【参考】

品目別規則に規定されている非原産材料のHS番号について※簡易表記のため、詳しくは実行関税率表をご確認ください。

第50.07項:絹織物 第51.11項:紡毛織物 第51.12項:梳毛織物 第51.13項:毛織物 第52.08項~第52.12項:綿織物
 第53.09項:亜麻織物 第53.10項:第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物 第53.11項:その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙系の織物 第54.07項:合成繊維の長繊維の糸の織物 第54.08項:再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物
 第55.12項~第55.14項:合成繊維の短繊維の織物 第55.15項:合成繊維の短繊維のその他の織物 第55.16項:再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物 第60類:メリヤス編物及びクロセ編物

品目別規則の読み方(2): 2工程ルール

日アセアン協定 第6204.62号の品目別規則

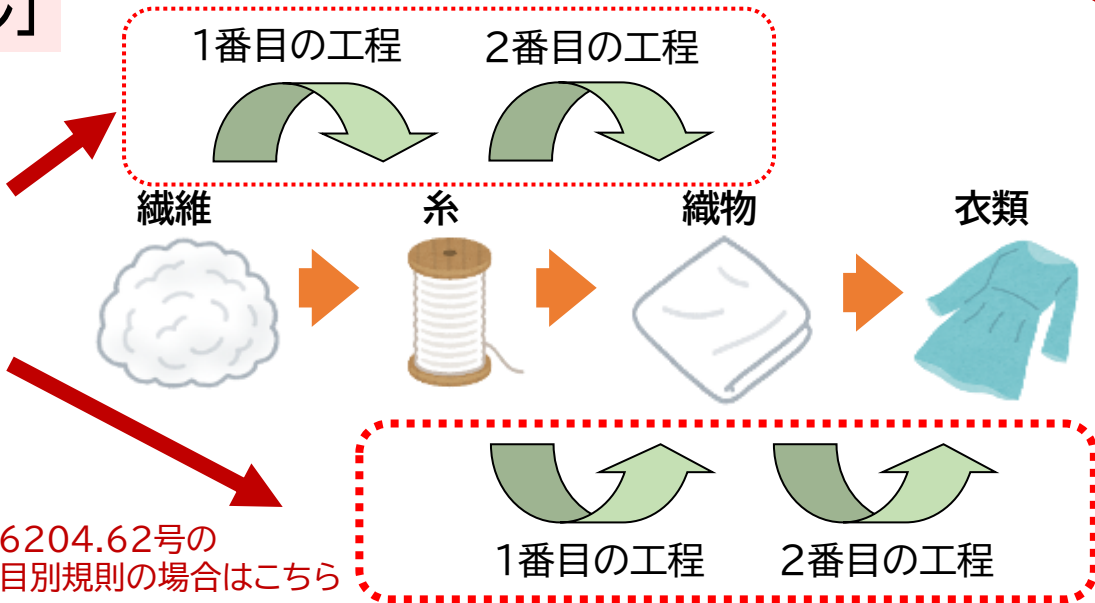
CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類 の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



品目別規則の括弧書きには、以下のルール(2工程ルール)が定められている。

繊維製品の「2工程ルール」

2つの工程が1又は2以上の締約国内(アセアン)で行われることが必要。



ステップ3 完了

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



特定した品目別規則を満たすかを確認するために

- 特定した品目別規則が「関税分類変更基準」の場合、產品に使用する材料が「原産材料」であれば、その材料については產品との関税分類の変更(CTC)の確認は不要。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料自体が原產品の要件を満たすことの確認が必要。(材料の材料まで遡る必要がある等、**証明負担が大きい**ことも)。
- 上記より、まずは**全ての材料に対し、HS番号を特定し、関税分類の変更(CTC)を確認した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的。**

生産に使用された材料のHS番号を確認

- 產品：綿製ズボン(女子用)(HS番号：**第6204.62号**)

日アセアン協定 第6204.62号の品目別規則

CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から**第52.12項**までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の**非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。**)

□ 材料



01 綿製織物

第**52.12**項



02 合成繊維製の縫糸

第**54.01**項



03 ポリエステル製織ラベル

第**58**類

材料表等の書類で確認

品目別規則はCCだが、規定されている非原産材料であるか確認するために、**項(4桁)までの確認が必要。**

品目別規則はCC。規定されている非原産材料には第58類が含まれないため、**類(2桁)までの確認で足りる。**

品目別規則の読み方(3): 関税分類を決定する構成部分

【日アセアン協定 附属書2 品目別規則 第11部注釈(第50類から第63類まで)注釈2】

第61類から第63類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、**当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるもの**とし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならない。

【原産地規則解釈例規 第2章1】

衣類における「**関税分類を決定する構成部分**」は、原則として、**産品の表側の生地**(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的效果をもたらせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)**に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分**とする。この場合において、**産品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分**の面積の合計を、**一の構成部分**の面積として考慮する。また、産品の性状から、表裏の別なく使用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も産品に特性を与えていると認められる場合には、双方の面を産品の表側の生地として取り扱う。



産品のHS番号: 第6204.62号

62.04	女子用のスーツ、… ズボン、…
6204.62	－綿製のもの



産品の表側の生地であって、産品が属する号に規定する材料、すなわち「**01 綿製織物**」が「**関税分類を決定する構成部分**」に該当する。

製造工程を確認

品目別規則を満たすかの確認に加えて

■ 産品：綿製ズボン(女子用)

□ 製造工程：輸出者の**ベトナム国内工場**にて下記材料を用いて製造。

生地裁断



生地縫製



検品



梱包

□ 材料



01 綿製織物

第52.12項 … ベトナム国内で製織



02 合成繊維製の縫糸

第54.01項 … ベトナム国内サプライヤーから調達



03 ポリエステル製織ラベル

第58類 … ベトナム国内サプライヤーから調達

製造工程表等の書類で確認



✓ 関税分類を決定する構成部分 → 01 綿製織物(第52類)

✓ CCを満たすか → 01 綿製織物(第52類) ⇒ 製品：綿製ズボン(第62類)

✓ 2工程ルールを満たすか → ベトナム国内で完全に製織された01 綿製織物を用いてベトナム国内で製品を製造している。

産品は、日アセアン協定上のベトナム原産品と認められます。



原産品
でした！

ステップ4 完了

(参考) 日EU・EPAの繊維及び繊維製品の品目別原産地規則



ここでワン
ポイント

- 2工程ルールあり。「関税分類を決定する構成部分」の規定なし。
- 基本的に全ての非原産材料が品目別原産地規則の対象。
- ただし、下記の場合は、品目別原産地規則を満たしていなくても考慮の必要なし。

(1) 固有の性質上の理由から品目別原産地規則を満たすことができない非原産材料 【附属書3-A注釈3-3】

- 原産性の判断を行うに当たり、考慮の必要なし。
- 例えば、品目別原産地規則が「製織」を要求している場合、「織る」ことができない非原産材料(編み生地、縫糸、不織布等)は、当該品目別原産地規則を考慮しなくてよい。
- 同様に、品目別原産地規則が「メリヤス編み又はクロセ編み」を要求している場合、「編む」ことができない非原産材料(織り生地、縫糸、不織布等)は、当該品目別原産地規則を考慮しなくてよい。

<例> 第61.09項の品目別原産地規則： メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ

Tシャツ本体の生地は「編み生地」。
品目別原産地規則に定める要件である「締約国で生地を編み、裁断し、縫製してTシャツを製造する」必要がある。



Tシャツ(第61.09項)

ポケットの生地は「織り生地」。
織り生地は「編む」ことができないので、品目別原産地規則を考慮しなくてよい。

(2) 第50類から第63類に分類されない非原産材料(例:ボタン、ファスナー等) 【附属書3-A注釈8-2、8-3】

- 紡織用繊維を含むか否かに関わらず、第61類から第63類までの各類に分類される製品の生産において制限を受けることなく使用可能。
- ただし、品目別原産地規則に定める要件が付加価値基準である場合は、非原産材料の価額に含める必要あり。

(3) 繊維・繊維製品の許容限度 【日EU・EPA 第3・6条1(b)、附属書3-A注釈6～8】

- 第50類から第63類までの各類に分類される製品の許容限度は附属書3-A注釈6～8に規定。
- 重量ベースと価格ベースの許容限度の規定がある。

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

 ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

(1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット: 発給機関が原産性を判断。 留意点: 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある当局により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、RCEP	メリット: 当局から認定を受けた認定輸出者が原産性を判断。 留意点: 輸出者が当局による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 日本の輸入者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定、RCEP	メリット: 十分な情報を有している場合は、輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点: - 輸出者・生産者に事後確認が行われないため、輸入者のみに証明責任が生じる。(輸入者が証明できなければ特恵否認の可能性。) - 輸入者が作成する原産品申告書に加えて、原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、RCEP (豪州、NZ、韓国間のみ)	メリット: 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点: 原則として、輸出者・生産者が作成する原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。

➡ 日アセアン協定では、第三者証明制度(原産地証明書)のみ利用可能。

日アセアン協定上の規定を確認

日アセアン協定 附属書4 運用上の証明手続 第2規則 原産地証明書の発給

1 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給を行う他の団体(以下「指定団体」という。)を指定することができる。

(後略)

日アセアン協定 附属書4 運用上の証明手続 第3規則 原産地証明書の提示

1 輸入者は、関税上の特惠待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

(a)有効な原産地証明書

(b)輸入締約国の法令に従い要求される他の書類(例えば、仕入書(第三国で発給されたものを含む。)及び輸出締約国において発給された通し船荷証券)

2 課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。

(後略)

 **「原産地証明書」**を入手し、輸入申告の際に税関に提出が必要。

ベトナムにおける原産地証明書の様式変更(2024年1月1日の発給分から)

①QRコードが追加 ②発給当局の署名が電子サイン ※対象:日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP

第三者証明制度(原産地証明書の発給者(発給機関))

協定毎に様式が異なる

国名	発給機関	国名	発給機関
日本	経済産業省(日本商工会議所)※	フィリピン	フィリピン関税局
シンガポール	シンガポール税関	アセアン包括	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区
メキシコ	メキシコ経済省	スイス	スイス連邦関税管理局(原産地申告を除く)
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	ベトナム	ベトナム商工省
チリ	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ商工会議所、又はチリ製造業振興協会)	インド	インド商工省商務局 (Export Inspection Council of India, Textiles Committee 又は The Marine Products Export Development Authority)
タイ	タイ商務省又はこれを承継する当局	ペルー	ペルー通商観光省又はその後継機関
インドネシア	インドネシア商業省	オーストラリア	the Australian Chambers of Commerce and Industry (ACCI), the Australian Industry Group (AiG) 又は the International Export Certification Services (IECS)
ブルネイ	ブルネイ外務貿易省 ブルネイ財務経済省	モンゴル	モンゴル産業省、商工会議所 (Mongolian National Chamber of Commerce and Industry)
RCEP	ブルネイ財務経済省、カンボジア商工省、インドネシア商業省、ラオス商工省・ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省、ベトナム商工省・ベトナム輸出入管理事務所、ACCI・AiG・IECS・Trade Window Origin Limited(オーストラリア)、中国税関・国際貿易促進委員会(中国)、韓国関税庁・韓国商工会議所(韓国)、ニュージーランド商工会議所・Trade Window Origin Limited(ニュージーランド)		

※ 日シンガポールEPAにおける原産地証明書の発給：日本商工会議所ではなく全国の商工会議所で実施。
 ※ 実際の様式は、各協定「原産地証明書記載要領」を参照。
 (税関HP > EPA/原産地規則について知りたい > 1.使いたいEPA・GSP等について調べる <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm#a>)

27

運送要件証明書

- 第三国を経由して日本に輸入する場合で、EPA税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告時に、積送基準を満たすことを示す書類として「運送要件証明書」の提出が必要。

原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準

- 具体的には、「通し船荷証券の写し」、「経由国の税関(公的機関)等が発給した証明書」のいずれかの書類。(日アセアン協定 附属書4 第3規則3)

上記書類を提出できないことにつき相当の理由がある場合には、「税関長が適当と認める書類(一例として、日アセアン協定では以下ア～ウの一連の書類)」でも可。

ア. 原産国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類

イ. 倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類

ウ. 税関監督下の保税地域への搬出入記録

ステップ5(1)
完了

(2)関係書類を保存

日本における輸入者の書類保管義務(第三者証明制度の場合)

- 日アセアン協定税率を適用して産品を輸入した日本の輸入者は、国内法令に基づき、産品の原産性に関する書類を、輸入の許可の日の翌日から5年間保管する義務がある。
- 一方、日アセアン協定上における記録の保管の対象は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者、原産地証明書の発給当局(保管期間は3年間)。(日アセアン協定 附属書4 第5規則)

「関係書類の保存」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→

税関HP パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」

(<https://www.customs.go.jp/tsukan/chobohozongaiyou.pdf>)



ステップ5(2)
完了

(参考) 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(CTC)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(域内原産割合)(RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準(SP)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が、各EPAに規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

 ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1.

2.

3.

4.

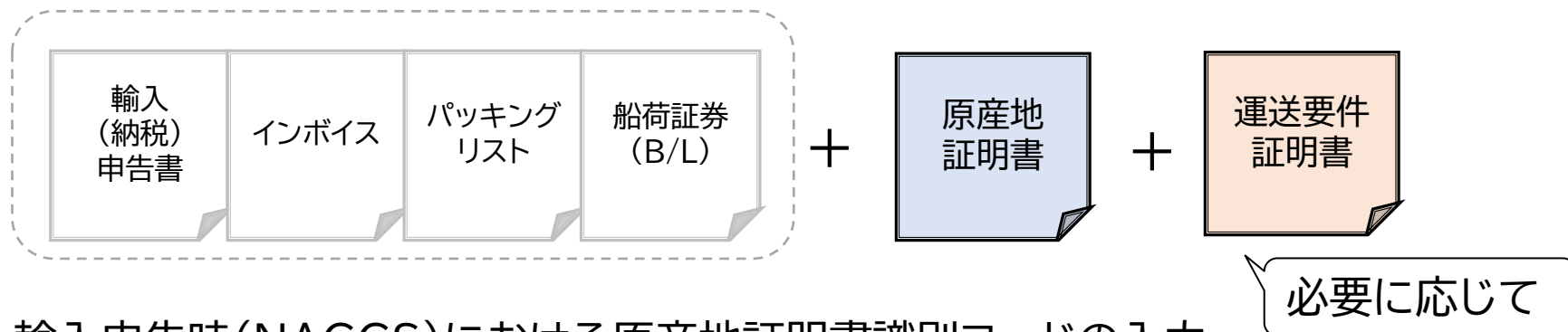
5.

6. 輸入申告時にEPA税率を適用

7.

EPA税率適用の要求

- ステップ5で取得した原産地証明書につき、輸入申告時に税関への提出が必要。
(必要に応じて運送要件証明書も提出)



- 輸入申告時(NACCS)における原産地証明書識別コードの入力。
- HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通だが最終的には輸入国税関の判断が優先される。
EPA税率の確実な利用のために、事前教示制度の利用を検討。

ステップ6
完了

輸入貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

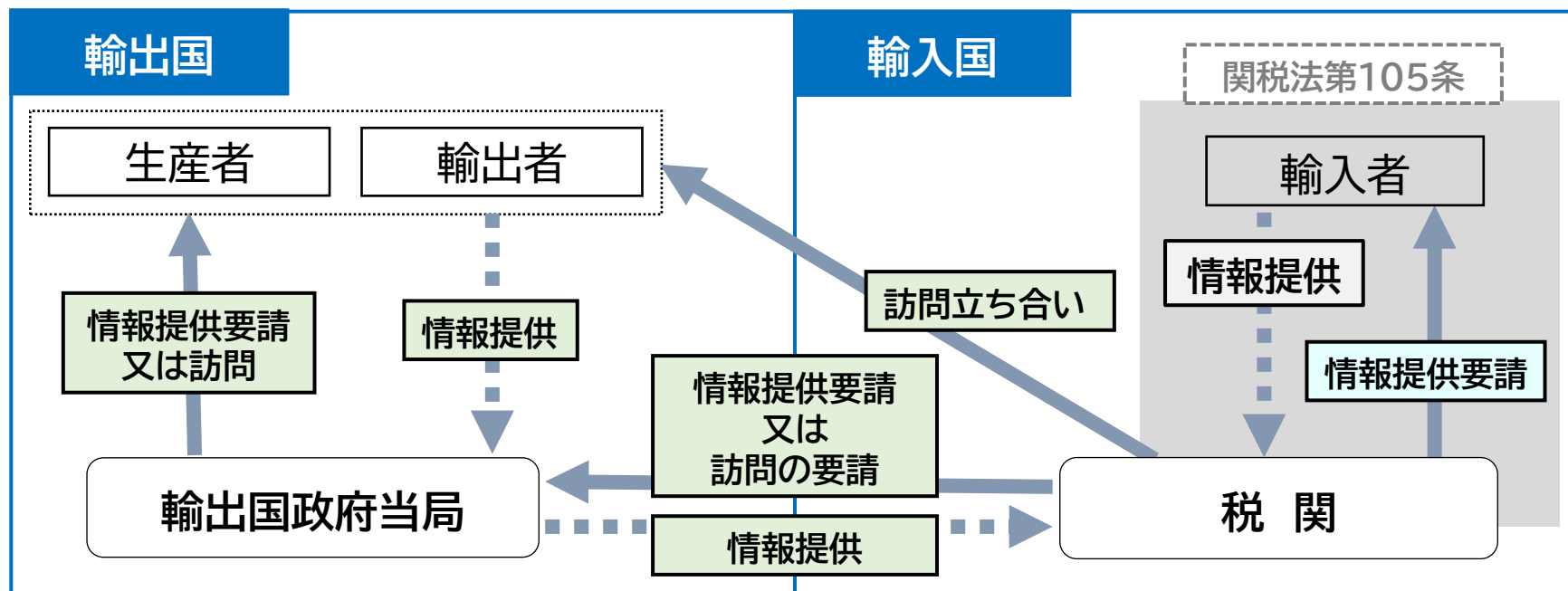
ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



事後確認(検証)とは

- EPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについて確認を行うこと。**
- 日アセアン協定で日本へ輸入する場合、以下の方法で実施。
 - ・日本税関から輸入者に対して情報提供要請。(関税法第105条)
 - ・日本税関から輸出締約国の権限ある政府当局を通じて輸出者又は生産者に対して情報提供要請又は訪問の要請。(日アセアン協定 附属書4 第6規則及び第7規則)



事後確認後

- 事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認される。**
- 事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にも。

ステップ7
完了

(参考)日アセアン協定上の規定

日アセアン協定 附属書4 運用上の証明手続 第6規則 原産品であるか否かについての確認

1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、他の締約国から輸入され、及び関税上の特惠待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該他の締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該他の締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。

同 第7規則 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、次の事項を行うことができる。
(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局又は関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第2規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(後略)

2. 非違事例の紹介

非違事例集のご案内

- EPAやGSP(一般特惠関税制度)の原産性にかかる非違事例について、EPA・原産地規則ポータルでご案内しています。
- https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm

 **EPA・原産地規則ポータル**

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | 

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

ENHANCED BY Google

EPAで輸入 ▼ EPAで輸出／輸出相談 ▼ 原産地規則とは ▼ 使いたいEPA等について調べる ▼ 品目別原産地規則の検索 ▼

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

注意：このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

EPAやGSPに基づく特惠税率を適用して輸入申告されたものについて、税関が行った事後確認等により、特惠税率の適用対象となる原産品ではないことが明らかになったもののうち、輸入者の方々に参考となるものを掲載しています。

輸出国側が発給した原産地証明書を入手した場合であっても、当該產品が原産地規則を満たす產品であるか自ら御確認いただく等、輸入者の皆さまのコンプライアンスを一層確保いただく観点から公表するものです。ぜひ積極的にご参照ください。

[※事例の見方](#)

【事例一覧】

番号	HS番号	產品名	協定名等
1	第03.03項	魚	CPTPP
2 NEW	第03.06項	冷凍えび（頭部）	RCEP協定（中国）
3 NEW	第03.08項	塩蔵クラゲ	日タイ協定
4 NEW	第06.04項	装飾用の乾燥植物	日インド協定
5	第07.11項	塩蔵した野菜	日EU協定
6 NEW	第09.01項	コーヒー豆	日オーストラリア協定

日アセアン協定 非違事例

協 定: 日アセアン協定

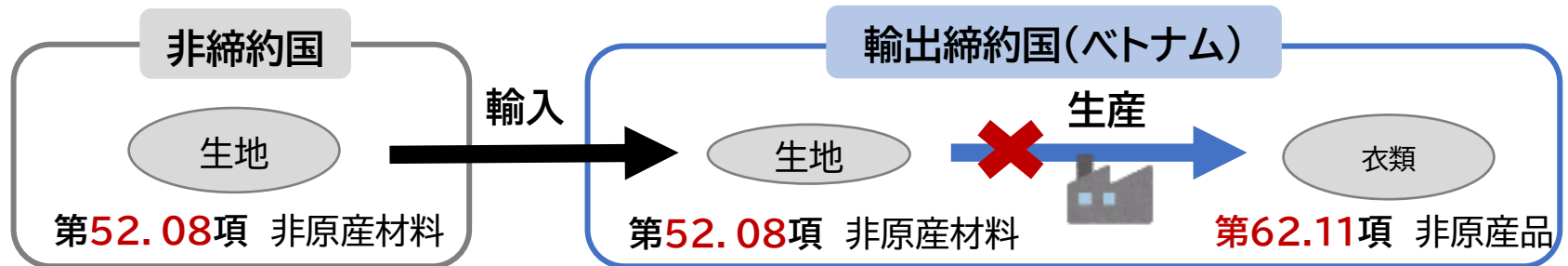
産 品: 衣類 (HS番号第62.11項) (HS2002年版)※2023年3月1日からHS2017

主な原材料: 生地 (HS番号第52.08項)

生 産 工 程: ベトナムにおいて原材料を加工して、産品を生産する。

日アセアン包括協定 品目別規則 第62.11項(HS2002年版):

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



非違の概要

- 材料を確認したところ、締約国において完全に製織されたものではない第52.08項の織生地を使用して製造していたため、品目別規則を満たさない。
- 当該非原産材料である生地の商品に占める重量割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。
- したがって、日アセアン包括協定上のベトナム原産品と認められない。

CPTPP 非違事例

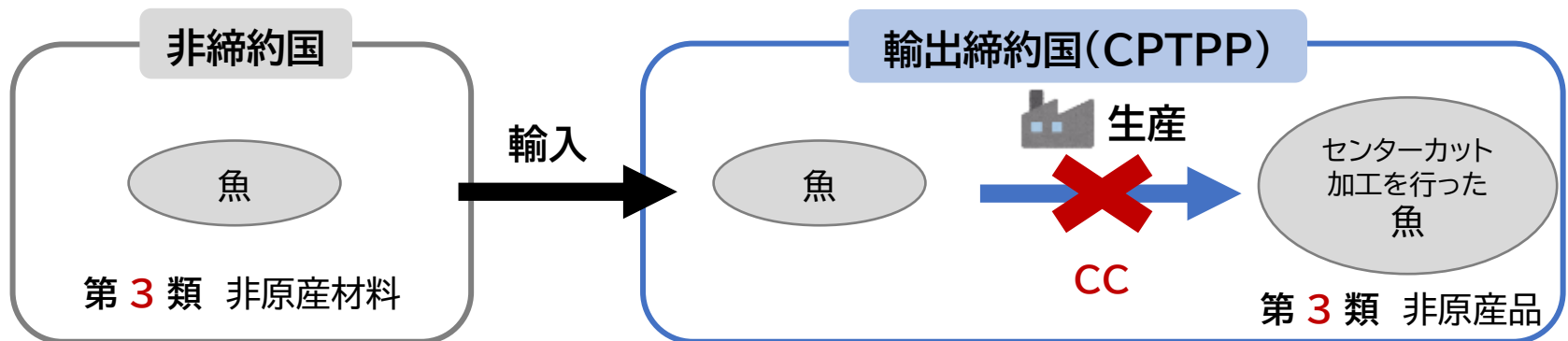
協 定: CPTPP

産 品: 魚 (HS番号 第03.03項(HS2012))

主な原材料: 魚 (HS番号 第3類)

生 産 工 程: CPTPP締約国内において、原材料の魚を加工して、産品を製造する。

CPTPP 品目別原産地規則 第03.03項: CC



非違の概要

- 魚(第3類)にCPTPP締約国内においてセンターカット加工を行ったもの。
- 非原産材料である魚(第3類)が使用されており、第03.03項の品目別原産地規則を満たさない。
- したがって、CPTPP上の原産品と認められない。

3. 参考情報

「不備のある原産地証明書等の取扱い」について

- 原産地証明書等に不備があっても、有効とされる場合がある。
- 不備の内容が有効/無効のいずれになるかについては、EPA・原産地規則ポータルに掲載。
➤ https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_eпа.pdf
- 不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等の提出が必要。
- 原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められない。
- QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって日本税関でその原産地証明書を無効とは扱わない。

抜粋

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

別紙2

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等を提出するようにしてください。

○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

○「EPA原産地規則マニュアル」実務編もあわせて確認してください。

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/eпа.pdf>

○国名のみ記載は二国間の協定を表します（例えば、「メキシコ」であれば日メキシコEPA）。

○QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって税関でその原産地証明書を無効とは扱いません。

【EPA原産地証明書】

令和6年4月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
原産地証明書の真正性	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書	無効	
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
	発給機関の証明	原本でない原産地証明書（「COPY」と記載されたもの等）の提出		
		印影・署名の脱落		
		印影・署名が不鮮明		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日、発給番号の脱落		
	輸出者の申請	有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
		申請日の脱落	有効	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
		原産国の脱落		
	その他	輸出者の署名の脱落		
		表題部における発給国の脱落		
		週及発給の文言の脱落		
		再発給の文言の脱落		

（「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

事前教示制度のご案内



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

- 「事前教示制度」とは、貨物の輸入を考えている者やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(EPAの適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります(希望制)。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りが可能となります。
- また、税関が発出した回答(教示)の内容については最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重される(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。)ため、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いの確保が可能となります。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

※事前教示の際には、**照会製品のHS番号を適切に把握し、照会を行うことが必要**となります。
(品目別規則はHS番号ごとに決まっていることから、照会製品のHS番号が誤っていた場合、税関で確認をやり直すことになるため、回答により時間がかかります。)

事前教示制度のご案内

- 原産地に係る事前教示制度について、税関ホームページでご案内しています。
- 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関ホームページ 事前教示回答事例へのアクセス方法

EPA・原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答(原産地)」をクリック



事前教示

検索画面からEPA名やHS番号で検索。

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 事前教示

事前教示回答 (原産地)

事前教示回答 (原産地) では、公開可能な事前教示回答を確認することができます。

[事前教示回答 \(原産地\) 検索画面へ](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が完了した年月日
一般品名	照会貨物の一般品名
税番	照会貨物の税番 (4桁、6桁又は8桁)
回答	下記の特恵種別に基づく回答
特恵種別	適用される税率の種別
貨物の数量	事前教示において照会された貨物の数量 (単位等)
認定理由	上記の原産地の認定理由

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 事前教示回答 (原産地関係) > キーワード検索

事前教示回答事例 (原産地関係)

検索 リセット

>> 検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

☒ 全項目

公開可能な事前教示回答の内容 (一般品名、税番、貨物数量等) のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報を探します。

☒ 税関のキーワードを指定する場合は、間にスペース (空白) を挿入してください。

☒ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

☐ 登録番号

登録番号に指定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

☐ 税番

税番に指定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

☐ 一般品名

一般品名に指定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

事前教示回答事例 (原産地関係)

事前教示回答事例 (原産地関係) 詳細

登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般品名	建物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。
特恵種別	RCEP協定
貨物概要	原材料: ①パテントラミネードレザー (第41.14項)、②ライニング生地 (第59.03項)、③プラスチック製シート (第39.20項)、④不織布 (第56.03項)、⑤板紙 (第48.05項)、⑥ゴム製シート (第40.02項)、⑦PVC (第39.04項)、⑧接着剤 (第35.06項)、⑨縫糸 (第54.01項) 製造工程: 中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産品と見做す。非原産品を使用して中国において生産される関税税率第64.03項に分類される製品が、RCEP協定 (以下「協定」という。) 上の中国原産品と認められるためには、協定付属書3Aに規定する当該製品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産品は、上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は協定上の中国原産品と認められる。協定付属書の日本の表の付録に掲げる原産品のRCEP原産品は、協定第2・6条3の規定により同付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出税約国となり、これにより決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出税約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である」を満たす。よって、本品のRCEP原産品は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づく。以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産品は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条(c)、付属書付録、付属書3A品目別規則
その他	

事前教示回答事例の概要等を確認することができます。

ご清聴ありがとうございました。